2 件

# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認青森地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

厚生年金関係 2件

## 青森厚生年金 事案 603

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和46年7月から47年7月までを3万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月1日から47年8月19日まで

② 昭和46年8月賞与

③ 昭和 46 年 12 月賞与

A社に昭和36年4月に入社し、41年8月頃より給料の手取りは2万円くらいだったのに、標準報酬月額が1万4,000円は少ないと思う。45年3月から46年5月までの手取りは6万円くらいだった。同年6月から47年7月までの給与支払明細書及び46年8月と同年12月の賞与に係る給与支払明細書を併せて添付するので、申立期間について実際の総支給額より低い標準報酬月額を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和46年7月から同年9月までの期間については、申立人が保管するA社の給与明細書により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(3万3,000円)を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬月額(3万9,000円)に見合う厚生年金保険料(1,023円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる上、同年10月から47年7月までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(3万6,000円)を超える報酬月額の支払を

受けており、給与明細書より控除されている厚生年金保険料の額に 離虧があるものの、報酬月額に基づく標準報酬月額より低い標準報酬 月額(3万9,000円)に相当する厚生年金保険料を事業主により給与 から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、昭和 46 年 7 月から 47 年 7 月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬 月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、 これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っ たとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和41年8月から46年5月までの期間については、申立人は、給与明細書を所持していない上、A社は、当該期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどにより、厚生年金保険料の控除等については分からない旨回答していることから、当該期間における保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間①のうち、昭和 46 年 6 月については、給与明細書により、申立人の報酬月額はオンライン記録により確認できる標準報酬月額より、高額であるものの、事業主により厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 41 年 8 月から 46 年 6 月までの期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③については、申立人が保管する給与明細書により、 当該期間に申立人に対して賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、申立人に係る給与明細書には、賞与から厚生年金保険料が事業主により控除されていないことが確認できる上、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成15年4月1日からであり、申立期間②及び③については、制度上、賞与については年金給付額の算定の基礎とされていない期間であった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立期間②及び③について申立人が主張する標準賞与額に 基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを 認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 604

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から61年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立期間について被保険者として記録されていない旨回答を受けた。 私は、申立期間当時、A社で正社員として勤務しており、給与から社会保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被

保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申 立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の元経理担当者は、「申立人がA社に入社と同時に、厚生年金保険への加入辞退を申し出たので、社長に報告し了承を得た記憶がある。その後、申立人に係る厚生年金保険の資格取得届は提出しなかったので、給与から保険料を控除した記憶は無い。」と証言している。

また、当該事業所の元代表取締役は、「申立人を知っているが、申立期間当時の関係書類は破棄及び紛失しているので、不明である。」としており、申立人に係る関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所の元同僚4人は、「申立人を知っているが、厚生年金保険に加入していたかどうか分からない。」としている上、そのうちの一人は、「A社には社員が100人前後勤めていた。私は社長の指示のもと、社会保険関係の仕事をしていたが、当時は、全ての社員を厚生年金に加入

させていたわけではなかった。」と証言しているところ、当該事業所に係る被保険者原票では、当該事業所の厚生年金保険被保険者は 28 人となっていることから、同社では、必ずしも全ての社員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない。

その上、申立人は、申立期間のうち、昭和61年4月は国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 青森厚生年金 事案 605

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号:

生年月日: 昭和11年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月から34年3月まで

昭和32年5月頃から34年3月頃までA社(現在は、B社)C事業所に勤めたが、その間の年金記録が無いとの回答を受けた。

私は、会社の依頼を受けて母を同社へ入社させたが、その母には、昭和33年1月から同年9月まで同社における厚生年金保険の加入記録があるにもかかわらず、私の同社における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和32年5月頃から34年3月頃までA社C事業所に勤めた。」と主張しているものの、本社であるB社は、「当社では、昭和30年代当時、厚生年金保険の加入者については資格取得日及び喪失日、所属支社名を手書きの台帳に記録していたが、その台帳に申立人の名前が無い。申立人は、D業務とのことだが、同社の台帳に記録が無いことから、当社在籍期間における申立人の職制がE職であった可能性がある。E職は、厚生年金保険の加入対象ではない。当社にD業務として入社し勤務したとしても、当初は雇用契約の対象ではなく、F職になってから厚生年金保険に加入することとなる。F職に任命されるためには、3か月以内の通算成績が120万円以上に達した時、その翌月初めにE職から登用する。」と回答している。

また、申立期間に申立人と同じA社C事業所においてD業務であった元同僚は、「自分がD業務をしていた時に、申立人がA社C事業所でD業務をしていると聞いたことがない。自分が働いていた時には、同社同事業所で

働いていないと思う。」と供述している。

さらに、B社は、「申立期間当時、G県内のD業務については、G支社として厚生年金保険に加入させていた。」と供述していることから、A社G支社における事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は無い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確 認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。